

反社会的勢力でないことの確約に関する同意書・新旧対照表

旧　(変更前)	新　(変更後)
<p>反社会的勢力でないことの確約に関する同意書</p> <p>(追加)</p> <p>1. 現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。</p> <p>2. 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を行い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わない。</p> <p>3. なお 1. のいずれかに該当し、若しくは 2. のいずれかに該当する行為をし、又は 1. に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知によりこの口座が解約されても異議申し立てをいたしません。またこれにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。</p> <p>以上</p>	<p>反社会的勢力でないことの確約に関する同意書</p> <p>私(本口座の名義人(口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等、従業員、取引担当者、実質的支配者その他関係者を含む。以下同じ。))は、以下の1~3について、それぞれ表明し、確約・同意いたします。</p> <p>1. 現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。</p> <p>2. 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を行い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わない。</p> <p>3. なお 1. のいずれかに該当し、若しくは 2. のいずれかに該当する行為をし、又は 1. に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知によりこの口座が解約されても異議申し立てをいたしません。またこれにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。</p> <p>以上</p>